

# 大阪市道路照明灯著作権侵害損害賠償 請求事件

## 道路局道路交通管理課訴務係

### 大阪市道路照明灯著作権侵害損害賠償 請求事件

〔一審判決〕平成二二年六月六日

大阪地方裁判所 請求棄却

〔二審判決〕平成二三年一月二三日

大阪高等裁判所 控訴棄却

〔最高裁判決〕平成一四年六月一三日

最高裁判所 上告棄却

#### 1 事件の概要

本件は、照明器具の卸販売、電気工事等を業とする原告が、被告大阪市に対して、被告が行った装飾街路灯の製作・設置が、原告が作成した装飾街路灯のデザイン図の著作権を侵害し、また、営業上の利益を侵害した（不法行為）として損害賠償請求をしたものである（請求額・四、八九七万六、〇〇〇円）。

本件街路灯の設置工事は、地元町会連合会の要望により、被告の公共工事として実施したもので

あるが、地元町会連合会は、工事に際して、新しい街路灯のデザイン案を提出し、工事は当該デザインで作成者である原告に受注させるよう要望した。地元町会連合会は、本件街路灯が本件工事により改修される以前は原告が街路灯の設置・管理を担当していたことから、原告に新しい街路灯のデザイン案の作成を依頼していた。

#### 2 両者の主張

##### ① 原告の主張

本件デザイン図は、極めて創作性、創造性の高い美術的装飾品として著作物性を有し、原告がその著作権を有するところ、被告が、本件デザイン図に描かれた街路灯の特徴を全て含んだ本件街路灯の設計図を作成し、これに基づき、本件街路灯を製作、設置した行為は、本件デザイン図の複製又は翻案にあたり、著作権の侵害である。また、被告は、地元町会連合会が本件デザイン図の作成者である原告に本件工事を請け負わせるように要望したにも関わらず、指名競争入札により他の業

者に工事を行わせ、原告が本件デザイン図に基づき装飾街路灯を製作してこれを設置することにより得られた営業上の利益を侵害するとともに、「新世界（本件街路灯設置箇所界限の通称）、通天閣前の装飾街路灯でおなじみの〇〇です」という企業イメージによる営業活動を行う利益を侵害し、さらには、本件デザイン図において表象される本件デザインを不当に模倣されない利益を侵害した。

##### ② 被告の主張

本件デザイン図は、街路灯という実用的な設備のデザインであるところ、街路灯は、美的追求よりも構造面、材質面等技術的諸条件の確保が優先される道路の付属物であり、その性質上実用面・機能面と切り離すことはできないものであることから、本件デザイン図は、専ら鑑賞を目的とする純粋美術には該当せず、著作物性を有するものとはいえない。

仮に、本件デザイン図が著作物性を有するとしても、本件デザイン図は単なるイラスト画であるのに対し、本件設計図は、土木・機械工学上の技術的検討を経て、独自に作成された図面であり、また、本件設計図中の街路灯は本件デザイン図中のそれとは形状が大きく異なっており、本件設計図の作成が、本件デザイン図の複製権又は翻案権

を侵害することではなく、本件設計図に基づいて本件街路灯を製作、設置する行為も、何ら本件デザイン図の複製権又は翻案権を侵害することはない。また、原告が被告の行為により侵害された主張する営業上の利益は、本件工事が公共工事として実施されるものであり、業者選定は指名競争入札により行われるものであるところ、原告は入札参加資格を有していないため、実現不可能な事態を前提とするもので、法的保護に値しないものであるというべきである。同様に、営業活動に際しての企業イメージも、原告が主張するイメージが世間一般に定着しているという事実はないことから、法的利益として認められるものではない。そして、不当に模倣されない利益は、既述のとおり本件デザイン図が著作物性を有しないことから、法的利益として認められる余地はない。

### 3 判決の要旨

本件デザイン図は、著作物に該当するとは認められない。また、被告が本件工事を原告以外の者に請け負わせたことよって原告の利益を不当に侵害したとは認められない。

### 4 判決のポイント

#### ① 著作権の侵害について

本件デザイン図は、構図や色彩、コントラスト

等において絵画的な表現形式が取られているもの、図それ自体は、美的表現を追求し、美的鑑賞の対象とする目的で製作されたものではなく、かつ、内容的にも、純粹美術としての性質を是認し得るような思想又は感情の高度な創作的表現まで看取り得るものではなく、また、街路灯のデザイン部分についても、専ら街路灯という物品の性質を考慮した上で、その産業上の利用目的にふさわしいものとして作成されたものであり、産業デザインの一種としてとらえるのが相当であって、産業上の利用を離れて、独立に美的鑑賞の対象となり得るものとはいえない。よって、本件デザイン図は著作物性を有するものとは認められず、著作権侵害に関する原告の主張は、その余の点について検討するまでもなく理由がない。

#### ② 不法行為の成否について

本件工事は、地方公共団体である被告が発注者となる公共工事として行われたものであるから、工事請負業者の選定は指名競争入札その他相当な方法で行うことができるのであって、町会連合会は、被告に対して地元住民として要望を述べる立場にとどまり、また、原告は、町会連合会が要望を述べるためにあたったの案の作成を依頼された者にとどまるのであるから、被告が原告を工事業者として選定・発注しなければならぬ義務を負

うことはないというべきである。本件においては、原告が抱いた期待は一方的なものにすぎなかったというべきであり、被告が原告の営業上の利益を違法に侵害したとは認められない。また、営業活動を行うに際しての企業イメージについては、原告が当該イメージで営業活動を行えるのは、単に従前の街路灯の製作・設置を原告が請負い、その管理等を継続してきたことの反射的利益にすぎず、被告との関係で法的に保護される利益であるとは認められない。そして、本件デザイン図を不当に模倣されない利益についても、既述のとおり本件デザイン図には著作物性が認められず、また、右デザインについては原告が意匠権を有しているわけでもないから、被告が右デザインに基づいて街路灯を製作したからといって、違法であるとは認められない。